平成２１年（フ）第７１号
岐阜県可児郡御嵩町伏見513番地８　グリーンヒルズ105号室
債務者　吉田　和司
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第７２号
岐阜県可児郡御嵩町伏見513番地８　グリーンヒルズ105号室
債務者　吉田由美子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第４０号
岐阜県高山市桐生町１丁目214番地
債務者　秋山　正道
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
三重県名張市梅が丘南２番町49番地
債務者　細渕壽美雄
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第７５６号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘32番15号102
債務者　笹倉美津義
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７６８号
広島市安佐北区亀山５丁目37番８号
債務者　竹保　美紀
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７８４号
広島市安佐南区緑井３丁目11番25―203号
債務者　池田　真義
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８２３号
広島市東区尾長西２丁目３番２―209号南平荘
債務者　中村　賢一
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９６号
愛媛県四国中央市金田町金川174番地１　南部第一団地４区19棟19号
債務者　前谷　　登
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第９７号
愛媛県四国中央市金田町金川174番地１　南部第一団地４区19棟19号
債務者　前谷マスミ（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１０１号
愛媛県四国中央市金生町下分1485番地
債務者　野村　和久
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１０２号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲2412番地１
債務者　清水　京子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２０年（フ）第９８７号
高知市大谷公園町20番15号　エスコートいさむ305号
債務者　河内　浩二
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第９８８号
高知市大谷公園町20番15号　エスコートいさむ305号
債務者　河内　理恵
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２６６号
高知県吾川郡いの町枝川2554番地７　田村アパート４号、申立時の住所高知県吾川郡いの町1257番地１　レオパレス舞101号
債務者　今井　純子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９４号
高知市神田609番地１　丸高ハイツ301
債務者　小出伊佐男
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３４７号
高知市春野町芳原3294番地
債務者　山本　京子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５８号
高知市鴨部1350番地10　日月マンション206
債務者　堀　　功
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　高知地方裁判所破産係